（輸出検査の申請）

第五十一条の二　偶蹄類の動物及び馬並びにこれらの動物の精液、受精卵及び未受精卵を輸出しようとする者にあつては輸出の九十日前まで（これによることが困難な特別の事情があると認められる場合には、動物検疫所長が指定する日まで）、犬及びうさぎを輸出しようとする者にあつては輸出の十四日前まで（これによることが困難な特別の事情があると認められる場合には、動物検疫所長が指定する日まで）にそれぞれ動物検疫所長に次条の輸出検査申請書を提出しなければならない。

（輸出品の指定）

第五十三条　法第四十五条第一項第二号の農林水産大臣の指定する物は、次の各号に掲げる物とする。

一　第四十五条第一号から第七号までに掲げる物（次に掲げる物を除く。）

イ・ロ　（略）

二　（略）

2　（家畜伝染病病原体）

第五十六条の三　法第四十六条の五第一項本文の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一～九　（略）

十　インフルエンザウイルスA・インフルエンザAウイルス（次に掲げる要件のいずれかに該当するもの（第五十六条の二十七第十五号に掲げる病原体を除く。）に限る。）（別名高病原性鳥インフルエンザウイルス）

イ～ハ　（略）

十一　インフルエンザウイルスA・インフルエンザAウイルス（血清亜型がH五又はH七であるものであつて、人以外の動物から分離されたもの（前号に掲げる病原体、次に掲げる病原体及び第五十六条の二十七第十五号に掲げる病原体を除く。）に限る。）（別名低病原性鳥インフルエンザウイルス）

イ～ヌ　（略）

（届出伝染病等病原体）

第五十六条の二十七　法第四十六条の十九第一項本文の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　カプリポックスウイルス・ランピースキンディジーズウイルス（別名ランピースキン病ウイルス）

五～十六　（略）

（届出伝染病等病原体取扱施設の基準）

第五十六条の三十二　法第四十六条の二十第一項において読み替えて準用する法第四十六条の十六第一項の届出伝染病等病原体取扱施設に係る農林水産省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一～三　（略）

（輸出検査の申請）

第五十一条の二　偶蹄類の動物及び馬並びにこれらの動物の精液、受精卵及び未受精卵を輸出しようとする者は、輸出の九十日前まで（これによることが困難な特別の事情があると認められる場合には、動物検疫所長が指定する日まで）に動物検疫所長に次条の輸出検査申請書を提出しなければならない。

（輸出品の指定）

第五十三条　法第四十五条第一項第二号の農林水産大臣の指定する物は、次の各号に掲げる物とする。

一　第四十五条第一号から第六号までに掲げる物（次に掲げる物を除く。）

イ・ロ　（略）

二　（略）

2　（家畜伝染病病原体）

第五十六条の三　法第四十六条の五第一項本文の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一～九　（略）

十　インフルエンザウイルスA・インフルエンザAウイルス（次に掲げる要件のいずれかに該当するもの（第五十六条の二十七第十四号に掲げる病原体を除く。）に限る。）（別名高病原性鳥インフルエンザウイルス）

イ～ハ　（略）

十一　インフルエンザウイルスA・インフルエンザAウイルス（血清亜型がH五又はH七であるものであつて、人以外の動物から分離されたもの（前号に掲げる病原体、次に掲げる病原体及び第五十六条の二十七第十四号に掲げる病原体を除く。）に限る。）（別名低病原性鳥インフルエンザウイルス）

イ～ヌ　（略）

（届出伝染病等病原体）

第五十六条の二十七　法第四十六条の十九第一項本文の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

（新設）

四～十五　（略）

（届出伝染病等病原体取扱施設の基準）

第五十六条の三十二　法第四十六条の二十第一項において読み替えて準用する法第四十六条の十六第一項の届出伝染病等病原体取扱施設に係る農林水産省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一～三　（略）